

ロシアにおける中小企業活性化に向けた法制改革

津田 憂子

【目次】

はじめに

I 改正にいたる背景

II 法律の概要

1 中小企業に対する特別税制の改善

2 中小企業に対する不動産譲渡

おわりに

翻訳：2008年7月22日付ロシア連邦法第159-Φ3号「中小企業者が賃借した、ロシア連邦構成主体の国有資産又は地方資産である不動産譲渡の特殊性について、及び、一部のロシア連邦法令の改正について」

はじめに

ロシアでは2008年5月のメドベージェフ政権発足以降、中小企業(注1)の活性化に関連する法律が立て続けに改正及び新設された。1990年代以降、中小企業を取り巻く制度的環境は、課税の簡素化措置の実施などを含め大きく変化してきたと言える。

本稿は、メドベージェフ政権における中小企業活性化に向けた法制改革を取り上げることを目的とし、改革における2つの重要な法律を紹介する。

1つは、個々の税金及び特別税制に係る諸規定を定めるロシア連邦税法典第2部を一部修正した2008年7月22日付連邦法第155-Φ3号「ロシア連邦税法典第2部の変更について」(以下、連邦法第155-Φ3号(注2)という)である。この法律については本稿のテーマとの関連で重要な中小企業及び個人企業家に適用される簡易課税制度に関する改正部分の概要を紹介するとどめる。

もう1つは、2008年7月22日付連邦法第159-Φ3号「中小企業者が賃借した、ロシア連邦構

成主体の国有資産又は地方資産に属する不動産譲渡の特殊性について、及び、一部のロシア連邦法令の改正について」(以下、連邦法第159-Φ3号(注3)という)である。この法律は、メドベージェフ政権の優先課題であるイノベーション型の経済発展に不可欠な中小企業活動の活性化を促すために、中小企業の不動産賃貸譲渡関係、すなわち、賃貸資産の売買に伴う所有権の移譲を新しく定めた法律であり、ここでは全文を訳出する。

I 改正にいたる背景

ロシアは1992年の体制転換以降、市場経済への移行に伴い経済発展の重要な担い手として中小企業の育成に力を注いできた。とはいえ、1990年代は中小企業に対する支援とそれに関連する政策が段階的に実行されていたものの、改革全体は跛行的状態にあったと言えることができる。例えば小企業に対する育成政策の1つとして1995年に連邦小企業支援基金が創設されたが、一部の資金を短期国債購入に当てていたことなどから、1998年8月に発生した金融危機によって支援基金は莫大な損害を受けた。又、小企業支援プログラムが作成され数百万ドルの予算配分が予定されていたが、実現されたのはごく一部分にすぎなかった。こうしてロシアは、1990年代半ばから金融、課税、労働面における法的障害を取り除き中小企業振興政策を積極的に推進してきたポーランド、チェコ、ハンガリーといった東欧の旧社会主義諸国からは大きく遅れをとっていた(注4)。

プーチン時代に入り、ようやく中小企業の活性化に向けた法整備の実施は軌道に乗ってきたと言える。例えば、2007年7月24日付連邦法第209-Φ3号「ロシア連邦における中小企

業の発展について」(以下、連邦法第209-Φ3号^(注5)という)は、中小企業活性化に向けた主要立法の1つである。連邦法第209-Φ3号は全25条からなる法律で、中小企業の定義及び基本的概念、その活動に対する監視体制、中小企業の発展に対する国内政策方針、中小企業の発展を主管する国家権力機関の権限などの諸規定を明確化している。この法律の制定はその後の中小企業の育成及び発展を方向付けるという点で重要な意味を持つ。こうして、中小企業活動をめぐる法制改革がプーチン政権下で推し進められていったのである^(注6)。

プーチン大統領は2008年5月の退任を前に、同年2月7日に開かれた国家評議会拡大会議において8年間の任期を振り返り、「2020年までの発展戦略」として今後の国家戦略の方向性を提示した^(注7)。そこで示された今後の最優先課題の1つが、人的資本への大規模な投資と密接に関連したイノベーション型の国家発展戦略構想であり、この構想は中小企業の発展を支える戦略としてメドベージェフ政権に引き継がれた。

メドベージェフ大統領は2008年3月の大統領選挙直前に開催された経済フォーラムでの演説^(注8)で、イノベーション型の国家発展戦略構想に基づく経済発展を促進するための今後の優先課題として、①小企業の活性化、②投資環境の整備を挙げた。①に関しては、小企業及び小規模ビジネスの活性化を推進するために、起業に関する行政手続きを抜本的に変え、その合理化を目指すこと、すなわち、起業認可手続きの簡略化を提唱した。②では、マクロ経済の安定性の確保、国内金融制度の発展、国際市場における融資の呼び込みといった近年ロシアが抱える金融分野での課題を指摘した上で、将来的にはロシアに本格的な投資ブームの到来が予想されることを強調した。これは、投資先が国営大企業に限られている現状から、今後はイノベーション型の新しい経済タイプへの転換を図るために、

中小企業の活動を積極的に奨励していく旨を明らかにしたものである。

さらに、メドベージェフ大統領はイノベーション型の経済発展を阻む障害の1つとなっている税制度の現状を改革する必要性を訴えた。改革の具体的な政策として次の4点 — ①付加価値税率の引き下げ、②法人利潤税に減価償却制度を柔軟に適用、③天然資源の加工に伴う新しい生産ラインの構築を促進するため、輸出関税率を変更、④小規模ビジネス活性化に向けた納税制度の簡素化 — を挙げたのである。

こうしてメドベージェフ政権発足後は、プーチン時代に提示されたイノベーション型の国家発展戦略構想の一環として、中小企業活性化に向けた一連の法制改革が行われることになった。政権発足後早々に大統領は、行政上の不必要な障害を取り除くことによって中小企業の発展を意図した大統領令第797号「企業活動を行う際の行政制限廃止に関する緊急措置について」^(注9)に署名した。メドベージェフ自身は、こうした法制改革の目的として、国内外からの直接投資を促進する好意的な投資環境の形成^(注10)を掲げている。

II 法律の概要

1 中小企業に対する特別税制の改善

メドベージェフ政権では、イノベーション型の経済発展を支える中小企業活動の活性化を目的として中小企業に対する特別税制の改善が目指された。特別税制の改善に関する議論は、本稿でこの先取り上げる中小企業の賃借不動産譲渡に関する法律と並行して行われた。

まず最初に、中小企業に対する特別税制の改正法を紹介する前提として、ロシアの税制度の仕組みを概説しておきたい。

^(注11)ロシア連邦税法典(以下、税法典という)によると、ロシアでは連邦にかかる税(以下、連邦税という)のほかに、地域(連邦構成主体)と

地方(市町村)にかかる税(以下それぞれ、地域税、地方税という)が存在し、合計14種類の税金がある。税収の中で大きな比重を占める連邦税には、付加価値税、物品税、個人所得税、統一社会税、法人利潤税、鉱物採掘税、水税、動物及び水生生物資源利用権に対する料金、国家税が属する。各連邦構成主体が負担する地域税には、法人資産税、賭博税、交通税があり、地方税には、土地税、個人資産税が含まれる。国家予算の主な収入源となる連邦税の課税対象及び税率については以下の表を参照されたい。

連邦税一覧

税項目	課税対象	税率
付加価値税	商品やサービス、労働	0%(輸出品) 10%(食料品/子供用製品) 18%(それ以外)
物品税	エチルアルコール、アルコール飲料、たばこ、乗用車、ガソリン、石油・ガス加工製品	製品の重量や個数を基準に、各商品個別に従量税率を設定
個人所得税	個人の所得	一律13%
統一社会税	給与額に応じて逆累進課税	2%~26%
法人利潤税	企業の収益	24%(優遇税制→最低税率20%)
鉱物採掘税	鉱物資源の採掘	物理的量及び価値に基づく
水税	水	海洋、湖、河川ごとに個別に
動物及び水生生物資源利用権に対する料金	動物 水生生物	1個数又は1トン当たり
国家税	組織又は個人	個別に

筆者作成

2009年1月1日から施行される連邦法第155-Φ3号は、中小企業の発展に関する諸規定を定めた連邦法第209-Φ3号の内容を一部実現・発展させたもので、簡易課税制度を定める税法典第2部第8-1編全体を改正の対象としている。本稿では他の細かい改正箇所には立ち入らず、中小企業の活動と密接に関連する条項のみ取り上げ、その内容を紹介することとする。

ロシアの簡易課税制度について予め簡単な説明を加えておきたい。税法典で定められた一般的な課税方式を一般課税制度と呼ぶのに対し、簡易課税制度は各種税を一括し統一税として納税する簡略化された制度で、中小企業や個人企業家に対する税負担を軽減するために導入された。簡易課税制度は、「農業商品生産者に対する課税制度(統一農業税)」及び「個々の業種の見なし収入に対する統一税の形での課税制度(見なし収入統一税)」とともに、税法典第2部第8編の特別税制の中に位置付けられている。^(注12)

簡易課税制度が適用されるのは、簡易課税制度への移行申請を届け出る年の9か月の総計で税法典第28条に従って算定された収入が1500万ルーブルを超えず、従業員の平均人数が100名以下の企業及び個人企業家に限られ、銀行や保険業などの業種は適用外となる。簡易課税制度が適用される企業は、法人利潤税、法人資産税、統一社会税、付加価値税(輸入品を除く)の4つの税に代わる統一税(課税期間の経済活動結果から算出される)を納め、また、簡易課税制度が適用される個人企業家は、個人所得税、個人資産税、統一社会税、付加価値税(輸入品を除く)の4つの税に代わる統一税(課税期間の経済活動結果から算出される)を納める(税法典第2部第8-1編第26-2章第364-11条及び第364-12条)。^(注13)

連邦法第155-Φ3号の成立によって、次の点が改善され、中小企業及び個人企業家は以下の

ような恩恵を受けることとなった。

- ①簡易課税制度を既に適用されている個人企業家に対する非課税対象枠が拡大したことで、中小企業活動がより活発化することが期待できる。
- ②支出が収入を超過した場合に発生する損失額の一部を他の課税期間に持ち越す条件が具体化され、納税者はより柔軟に損失額控除を適用できるようになった。
- ③認可に基づく簡易課税制度適用枠が拡大し、また、日雇い労働者の雇用に関する具体的な条件が設定されたため、中小企業数の増加及びその育成につながる。

次に具体的に、連邦法第155-Φ3号の概要を7点に要約して解説する。

(i) 簡易課税制度における非課税対象枠の拡大

課税対象の算定に際して、次の3つは適用されない。①課税基礎から控除される収入条件を定めた税法典第251条の規定を満たす収入、②法人利潤税の税率を定めた税法典第284条第3及び第4の各項の規定を満たす組織の収入、③個人所得税の税率を定めた税法典第224条第2、第4及び第5の各項の規定を満たす個人企業家の収入(第346-15条第1-1項)。

(ii) 支出の収入超過によって生じた損失額の持ち越し控除に関する規定の具体化

納税者は課税期間全体で被った損失額を課税基礎から控除することができるが、損失の残余額は10年にわたる課税期間を超えて持ち越すことはできないという従来の簡潔な規定は、次のように具体的に改められた。①支出超過によって生じた損失を、納税者は被った時点からその先の10年にわたる課税期間へ持ち越すことができる。②納税者は先行する課税期間に被った損失額を現在の課税期間に持ち越すこと

ができる。③次の課税期間に持ち越されなかった損失は、その後9年の間であれば一部であれ全体であれ持ち越すことが可能である。④納税者が複数の課税期間にわたって損失を被った場合、損失は順番に次の課税期間に持ち越される。⑤企業再編のため納税者が活動を打ち切った場合、権利承継人は再編された組織が被った損失額を課税基礎から控除することができる(第346-18条第7項)。

(iii) 簡易課税制度適用枠の拡大

個人企業化に対する、認可に基づく簡易課税制度の適用条件の拡大

従来、認可に基づく簡易課税制度が適用されるのは、日雇い労働者を受け入れていない企業活動を行っている対象に限られていたが、その規定を削除(第346-25-1条第2項)。

認可に基づく簡易課税制度が適用される対象として新しく8項目を追加

- ①公共食堂サービスに従事する者
- ②亜麻、綿、麻、木材から作られる半加工製品や農業商品の加工サービスを提供する者
- ③農業商品の販売に関連したサービスを行う者
- ④農業生産に関連したサービスを行う者
- ⑤家畜の放牧を行う者
- ⑥狩猟経済に携わる者
- ⑦個人で開業医又は薬局を営む者
- ⑧ライセンスを持ち私立探偵業を営む者
(第346-25-1条第2項第62号から69号)

(iv) 個人企業家が雇用可能な日雇い労働者数の明記

認可に基づく簡易課税制度を適用する際、個人企業家は日雇い労働者を雇用することができるが、従業員の平均総数は1つの課税期間において5名を超えてはならない(第346-25-1条第2-1項)。

(v) 認可に基づく簡易課税制度の適用資格を失った個人企業家に対する諸措置の明確化

課税期間の総計で、納税者の収入が簡易課税制度適用開始及び停止に関する方式と条件を定めた税法典第346-13条第4項の規定を満たす収入額を超える場合、又は、課税期間内に個人企業家が雇用可能な日雇い労働者数を新たに明記した同条第2-1項の規定に従わない場合に、納税者は認可に基づく簡易課税制度の適用資格を失い、一般課税制度へ移行するものと見なされる。その際、認可に基づく簡易課税制度の適用資格を失った個人企業家が一般課税制度に従って支払うべき税額は、再登記が行われた個人企業家への徴税に関するロシア連邦法令に定められた方式によって算出され支払われる(第346-25-1条第2-2項)。

(vi) 納税者が選択できる認可期間の変更

1か月から12か月までの間で期間を納税者が選び、認可が下りる期間が課税期間となる(従来は、3か月、半年、9か月、12か月のいずれかを認可が下りる期間として納税者が選んで決めることができた)(第346-25-1条第4項)。

(vii) 見なし収入統一税の対象外となる組織及び個人企業家の条件の明確化

見なし収入統一税の適用対象外となる条件として主として次の3つが加えられた。①連邦レベルの執行権力機関が行う方式で算定された過去1年間の従業員数の平均総数が100名を超える組織及び個人企業家、②他の組織への参加持分が25%を超えている組織。当該制限は授權資本の全てが身体障害者の社会団体からの出資で構成されている組織には適用されない。ただし、身体障害を持った労働者の平均総数が従業員数の50%以上で、労働年金の組織持分が25%以上を占める場合のみである。また、連邦法第3085-1号「消費組合組織について」に従っ

て活動を行う消費組合組織及び消費者団体が創設した経済団体にも同様に当該制限は適用されない、③地方や自治管区の代表機関又はモスクワ、サンクト・ペテルブルグ両連邦市の立法(代表)権力機関の決定により、個々の業種の見なし収入に対する統一税の形で課税制度が適用されたものの、簡易課税制度について定める税法典第26-2章に従って認可に基づく簡易課税制度に移行した個人企業家(第346-26条第2-2項)。

2 中小企業に対する不動産譲渡

2008年8月5日に施行された連邦法第159-Φ3号は、中小企業の賃借不動産譲渡関係を明確にした全10条からなる新しい法律である。中小企業が賃借する国有資産又は地方資産を有償で譲渡する場合に、所有権が中小企業主体に移転される点について具体的な規定を設けている。同法の制定は、賃貸資産の民営化をめぐる動きに中小企業の参加を促し、将来的に予想されるイノベーション型の経済発展を担う主体として重要な投資先となる中小企業の経営基盤確立の一環を担うものと考えられる。主な内容は次のとおりである。

この法律の目的は、中小企業による賃借不動産を連邦構成主体の国有資産又は地方資産から譲渡する際に生じる諸関係を調整することにある(第1条)。

国有資産又は地方資産に属する不動産を賃貸資産として中小企業主体に有償譲渡する場合、その手続は、調整諮問機関、連邦構成主体レベルの国家権力機関又は地方自治機関といった公的機関を通じて行われる(第2条)。

中小企業主体には賃貸資産取得に伴う財産権が付与され、これは賃貸資産の民営化条件に関する決定に基づいて行われるが、①資産売買契約の締結を中小企業が拒否した場合、②所定の期間内に中小企業が契約に署名しない場合、③中小企業側の条件違反に伴い、資産売買契約が

破棄された場合、中小企業主体は財産権を失うことになる(第3条及び第4条)。

中小企業主体が得た貸貸資産への支払い方式は、一括払い又は分割払いのいずれかを選択することができる(第5条)。

中小企業の発展を主管する調整諮問機関の創設に関しては、マス・メディアでの公表を義務付けることとする(第8条)。

(全文の翻訳は114ページ以降を参照)。

おわりに

本稿では、メドベージェフ政権における中小企業の活性化に向けた立法動向として、2つの法律 — 税法典の改正に関する連邦法第155-Φ3号及び中小企業の不動産賃借譲渡に関する連邦法第159-Φ3号 — を紹介し、中小企業を取り巻く制度的環境の変化について解説した。

中小企業活動の活性化は、ロシアが目指すイノベーション型の経済発展を支える重要な政策の1つとして位置付けられている。中小企業の発展を図るための法的整備は1990年代以降漸進的に進められており、メドベージェフ政権時代にはこれまで以上に中小企業活動に係る主要立法の改正や新しい法律の成立が優先的政策課題として実現されることが期待される。

なお、このような中小企業活性化に向けた法制改革に関連して、近年のロシアでは税制改革の断行も重要な政策の1つとして見なされている点を、蛇足ながら最後に付け加えておきたい。

ロシアは、資本主義への体制転換を果たした1992年に、新しい税制度を一気に導入し徴税を開始した。しかし1990年代は、社会主義体制下において納税意識がほぼ欠如していた国民や企業に対し、いかにして脱税を防止し規定通り納税させるかという基本的問題に取り組まなければならなかった。2000年にプーチンが大統領に就任すると、ようやく本格的な税制改革に着手し始め、個人所得税率の軽減等々の諸措

置がとられた。こうして、好調な経済発展を背景に焦眉の問題として浮上してきたのが、投資ブームの到来が予想される将来を見据えた投資環境の構築、イノベーション型の経済発展と新技術開発を支える基盤の必要性である。これら一連の経済改革を推進するための法的基盤の整備の一環として、現在、税制改革の早急な実施が求められている。

注

*本稿のインターネット情報はすべて2008年10月23日現在である。

- (1) ロシアで「小企業」が法的に初めて定義されたのは、1995年6月14日付連邦法第88-Φ3号「ロシア連邦における小企業の国家支援について」においてである。同法第3条では次の2点の要件を満たすものを「小企業」と規定した。①当該企業以外の主体の出資比率が25%を超えていないこと、②従業員の平均人数に関して、鉱工業・建設・運輸(100人以下)、農業・科学技術分野(60人以下)、卸売業・その他(50人以下)、小売業・日常の住民サービス(30人以下)の人員基準を超えていないことである。Федеральный закон от 14.06.1995 N88-Φ3 «О Государственной поддержке малого предпринимательства в Российской Федерации» (「ロシア連邦における小企業の国家支援について」ロシア連邦法1995.6.14 No.88-Φ3) ロシア連邦法令集 *Собрание законодательства Российской Федерации* (№25, ст. 2343, 19 июня 1995)。ロシアでは長らく、国営大企業の対義語として「小企業」が用いられてきたが、2000年以降次第に「中小企業」という呼び方が一般化されてきた。「中小企業」に関する最新の定義は、2007年7月24日付連邦法第209-Φ3号「ロシア連邦における中小企業の発展について」において規定されている。同法によると、「小企業」は従業員数が15人から100人までの企業を指すのに対し、「中企業」は従業員数が101人から250人までの企業を指す。Федеральный закон от 24.07.2007 N209-Φ

- З «О развитии малого и среднего предпринимательства в Российской Федерации» («ロシア連邦における中小企業の発展について」ロシア連邦法2007.7.24 No.209-ФЗ) ロシア連邦大統領府HP <<http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=040985> > ナンバーの後に付くФЗの記号は連邦法を意味する記号である。
- (2) **Федеральный закон от 22.07.2008 N155-ФЗ «О внесении изменений в часть вторую Налогового кодекса Российской Федерации»** («ロシア連邦税法典第2部の変更について」ロシア連邦法 2008.7.22 No.155-ФЗ) ロシア連邦大統領府HP <<http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=047150> >。
- (3) **Федеральный закон от 22.07.2008 N159-ФЗ «Об особенностях отчуждения недвижимого имущества, находящегося в государственной собственности субъектов Российской Федерации или в муниципальной собственности и арендуемого субъектами малого и среднего предпринимательства, и о внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации»** («中小企業者が賃借した、ロシア連邦構成主体の国有資産又は地方資産に属する不動産譲渡の特殊性について、及び、一部のロシア連邦法令の変更について」ロシア連邦法 2008.7.22 No.159-ФЗ) ロシア連邦大統領府HP <<http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=047177> >
- (4) 1990年代のロシアにおける小企業制度改革に関しては以下の論文を参照。小西豊「ロシア小企業をめぐる制度改革」平成14年度外務省委託研究「ロシアにおける企業制度改革の現状」(日本国際問題研究所ウェブサイト<http://www2.jia.or.jp/pdf/russia_centre/h14_rus-company/09_konishi.pdf>)
- (5) **Федеральный закон от 24.07.2007 N209-ФЗ, *op. cit.*** (1)
- (6) プーチン時代のロシアにおける小企業制度改革に関しては以下の論文を参照。笠井達彦「プーチン政権のロシア企業制度改革」平成14年度外務省委託
- 研究「ロシアにおける企業制度改革の現状」(日本国際問題研究所ウェブサイト<http://www2.jia.or.jp/pdf/russia_centre/h14_rus-company/03_kasai.pdf>)
- (7) **«Выступление Президента РФ Владимира Путина на расширенном заседании Государственного совета “О стратегии развития России до 2020 года”** («“2020年までの発展戦略について” 国家評議会拡大会議におけるウラジーミル・プーチンロシア連邦大統領の演説」) 政党「統一ロシア」のHP<<http://www.edinros.ru/news.html?id=127560>>。また、「2020年までの発展戦略」を簡潔にまとめたものとして、溝口修平「2020年までの発展戦略」『外国の立法』235-1号, 2008.4, pp.16-17.を参照。
- (8) **«Стенограмма выступления кандидата в Президенты РФ, первого заместителя председателя Правительства России Дмитрия Медведева на V Красноярском экономическом форуме»** («第5回クラスノヤルスク経済フォーラムにおけるメドベージェフ・ロシア大統領候補及び第一副首相の演説速記録」) 政党「統一ロシア」のHP <<http://www.edinros.ru/news.html?id=127810> >
- (9) **Указ Президента Российской Федерации от 15.05.2008 N797 «О неотложных мерах по ликвидации административных ограничений при осуществлении предпринимательской деятельности»** («企業活動を行う際の行政制限廃止に関する緊急措置について」ロシア連邦大統領令2008.5.15 No.797) ロシア連邦大統領府HP <<http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=045924> >
- (10) **«Смоленская область, Гагарин. Дмитрий Медведев провёл совещание по вопросам защиты прав собственности субъектов малого и среднего предпринимательства»** («スモレンク州、ガガーリン。ドミートリー・メドベージェフ、中小企業の所有権保護問題に関する協議を実施」) ロシア連邦大統領府HP <<http://www.kremlin.ru/text/news/2008/07/204825.shtml> >

(11) 税法典は租税の一般原則を定めた第1部と個々の税を定めた第2部から成り、全体は第10編第31章第398条で構成されている。原文は以下を参照。<<http://www.interlaw.ru/law/docs/10800200/10800200-001.htm>>

(12) 簡易課税制度の日本語解説及び翻訳に関しては、北海道庁経済部商工局商業経済交流課ロシアビジネス法律データベースを参照。<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/skk/russia/russia/houritsu/joubun/kannikazeiseido/kaisetu.htm>>, <<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/skk/russia/russia/houritsu/joubun/kannikazeiseido/mokuji.htm>>。この法律データ

ベースは2003年以降更新されていないが、現在にいたるまで簡易課税制度全体の枠組みは変化していない。インターネットで閲覧できる2003年以後の改正箇所として以下を参照。<<http://www.garant.ru/main/10800200-000.htm>>; 税法典, *Ibid.*。

(13) 税法典, *Ibid.*。また、ロシア中小企業の簡易課税制度を簡潔に説明したものとして、森章「ロシアの『中小企業』のための簡易課税制度」『ロシア・ユーラシア経済』No.895, 2007.1, pp.51-61.を参照。

(つだ ゆうこ・海外立法情報課非常勤調査員)

2008年7月22日付ロシア連邦法第159-ФЗ号

「中小企業者が賃借した、ロシア連邦構成主体の国有資産又は地方資産に属する不動産譲渡の特殊性について、及び、一部のロシア連邦法令の改正について」
Федеральный закон от 22.07.2008 N159-ФЗ «Об особенностях отчуждения недвижимого имущества, находящегося в государственной собственности субъектов Российской Федерации или в муниципальной собственности и арендуемого субъектами малого и среднего предпринимательства, и о внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации»

津田 憂子

第1条 この法律が調整する諸関係

- 1 この法律はその施行日以降に、中小企業による賃借不動産を連邦構成主体の国有資産又は地方資産から譲渡する際に生じる諸関係を調整する。
- 2 この法律の規定は次の場合には適用しない。
 - (1) 2007年7月24日付連邦法第209-ФЗ号第15条に従って、中小企業主体を支援するインフラとなっている組織に対する賃貸資産の譲渡に係る諸関係。
 - (2) 資産複合体(国営又は地方の単一企業を指す)の民営化に係る諸関係。
 - (3) 運営権が国家機関又は地方機関に属する不動産。
 - (4) 使用が制限されている不動産。
- 3 賃貸資産の民営化への中小企業主体の参加に関連するものの、この法律によって調整されない諸関係は、2001年12月21日付連邦法第178-ФЗ号「国有資産及び地方資産の民営化について」(以下、連邦法第178-ФЗ号と^(注1)いう)において調整する。

第2条 賃貸資産譲渡の特殊性

- 1 中小企業の発展に関する調整諮問機関が連邦構成主体の執行権力機関又は地方自治機関によって創設される場合、国有資産及び地方資産の民営化に関する規範的法令の中に賃貸資

産を盛り込んだ決定は、当該調整諮問機関に対する通知状発送後、早くとも30日後に連邦構成主体の国家権力機関又は地方自治機関によって採択される。

- 2 国営又は地方の単一企業は、第3条で定められた規定を満たす個人が賃貸した不動産の有償譲渡を、当該資産取得に対し賃借人の財産権を保障する方式で行うことができる。
- 3 経営管理権及び運営権が国営又は地方の単一企業に属する賃貸資産の所有者の合意は、当該資産の有償譲渡に関する単一企業(と中小企業)の取引が行われる際、中小企業の発展を担う調整諮問機関及び資産の賃借人に対する当該所有者による通知状発送後、早くとも30日後に与えられる(ただし、この調整諮問機関が然るべき連邦構成主体の執行権力機関及び地方自治機関によって創設される場合に限る)。

第3条 賃貸資産取得に対する財産権

中小企業主体(連邦法第209-ФЗ号第14条第3項に定める中小企業主体並びに鉱物採掘及び加工に従事する中小企業主体を除く)は、連邦構成主体の国有資産又は地方資産からの賃貸資産の有償譲渡に際し、1998年7月29日付連邦法第135-ФЗ号「ロシア連邦における査定活動に^(注2)ついて」(以下、連邦法第135-ФЗ号という)に

定められた方式で、独立した監査官によって算定された価値及び市場価格に関して当該資産取得に対する財産権を持つ。その際、財産権には以下の条件が提示される。

- 1 資産賃貸に関する契約に従って、賃貸資産がこの法律の施行日までに3年以上連続して一時所有及び(又は)一時使用の状態にあること。
- 2 資産の賃貸料が同条第1項に定められた期間にわたって然かるべき方法で算出されていたこと。
- 3 連邦構成主体の資産又は地方資産である不動産については、賃貸面積が連邦構成主体法に定められた賃貸資産面積の上限を超えないこと。
- 4 賃貸資産が、連邦法第209-Φ3号第18条第4項に定める一時所有及び(又は)一時使用の状態で中小企業主体へ譲渡することが予定されていた国有資産及び地方資産のリストに含まれないこと。

第4条 賃貸資産取得に対する賃借人の財産権を行使する方式

- 1 連邦構成主体の国有資産又は地方資産民営化の実行権限を持つ連邦構成主体の国家権力機関又は地方自治機関(以下、権限機関という)は、連邦構成主体の規範的法令に従って、第3条に規定する条件を満たす賃貸資産取得に対する賃借人の財産権を、国有資産又は地方資産の民営化条件に係る決定において規定する。
- 2 連邦法第178-Φ3号に従って、賃貸資産の民営化条件に関する決定を行った日から10日の間に、権限機関は、当該決定のコピー、国家資産又は地方資産に関する売買契約の締結文(以下、「締結文」という)、並びに、賃貸資産の売買契約及び資産保証金に関する契約の案文を、第3条に規定する条件を満たす中小

企業主体の賃借人に発送する。

- 3 第3条に規定する条件を満たす個人が賃貸した賃貸不動産の有償譲渡に係る取引実施の決定を行い、又、資産譲渡に対する所有者の合意を受け入れた、経営管理権と運営権を持つ国営又は地方の単一企業は、賃貸資産の売買契約の締結文並びに賃貸資産の売買契約及び資産保証金に関する契約の案文を当該個人に発送する。その際、契約における賃貸資産価格は、連邦法第135-Φ3号に従って算定された市場価格を考慮し設定される。
- 4 賃貸資産取得に対して財産権を持つ中小企業主体が合意する場合、賃貸資産の売買契約は、当該主体がその「締結文」並びに(又は)賃貸資産の売買契約及び資産保証金に関する契約の案文を承諾した日から30日の間に締結されなければならない。
- 5 賃貸資産の売買契約締結の際、連邦法第209-Φ3号第4条に規定する中小企業主体の分類条件に従い、中小企業主体側の申請書は必要不可欠である。
- 6 第4条に定める期限までに、中小企業主体は、賃貸資産取得に対する所有権の使用を辞退する届出を出すことができる。
- 7 中小企業主体が賃貸資産取得に対する財産権を譲渡することは許されない。
- 8 中小企業主体は、権限機関が賃貸資産取得に対する財産権の行使を拒否し、又、権限機関が賃貸資産譲渡の決定受理及び(又は)賃貸資産取得に対する所有権の行使にとって不可欠な法的処置を怠った場合において、これらの拒否又は不作為に対し、ロシア連邦法令に定める方法で不服申立てを行う権利を有する。
- 9 中小企業主体は賃貸資産取得に対する財産権を次の3つの場合に失う。
 - (1) 分割払いの賃貸資産の売買契約及び(又は)資産保証金に関する契約の締結を中小企業主体が拒否した場合。

- (2) 中小企業主体が「締結文」並びに(又は)賃貸資産の売買契約及び資産保証金に関する契約の案文を承諾した日から30日の期間内に、契約に署名しない場合。
- (3) 中小企業主体側の(契約)条件違反に伴い、賃貸資産の売買契約が破棄された場合。
- 10 賃貸資産取得に対する財産権を中小企業主体が喪失した時点から30日の期間に、民営化に関するロシア連邦法に定められた方式により、権限機関は次のいずれかの決定を行う。
- (1) 連邦法第178-Φ3号に定められた国有資産又は地方資産の民営化方法に関する賃貸資産の民営化条件について行われた決定を変更する。
- (2) 賃貸資産の民営化条件について行われた決定を取り消す。

第5条 取得に対する財産権を持つ賃借人が得た国有資産又は地方資産の支払い方式

- 1 賃貸資産取得に対する財産権を持つ中小企業主体が得た連邦構成主体の国有資産又は地方資産である賃貸資産の支払いは、一括払い又は分割払いによって行われる。賃貸資産取得に対する財産権を持つ中小企業主体が得た資産の分割払いの期限は、連邦構成主体法によって定める。
- 2 中小企業主体が得た賃貸資産の支払い方式(一括払い又は分割払い)を選択する権利、さらには、同条に従って定められた分割払い期間を選択する権利は、賃貸資産取得に対する財産権を持つ中小企業主体に属する。
- 3 分割払いの場合の支払い金額に対して、賃貸資産売却の申請発表日のロシア連邦中央銀行による再融資率の3分の1に相当する率に基づいて利子が付される。
- 4 賃貸資産の分割払いは、買手の決定に基づき期限前に行われる場合もある。

- 5 賃貸資産を分割で支払う場合、支払い終了までに当該資産保証金に関する契約を締結することは義務である。賃貸資産保証金に関する契約は、当該資産の売買契約と同時に締結される。賃貸資産保証金に関する契約の国家登記費用は賃借人が負う。
- 6 賃貸資産の必要改善費は、賃貸資産への支払い計算に加算される。ただし、当該改善は賃貸人の合意を得て行われる場合に限る。

第6条 国有資産又は地方資産の有償譲渡取引を行う方式に対し、規定を遵守しなかった場合の結果

- 1 国有資産又は地方資産の有償譲渡に関して、この法律で定められた規定に違反した国有資産又は地方資産の民営化に関する取引及び他の取引はごく僅かである。
- 2 賃貸資産取得に対する財産権を侵害して賃貸資産が売却された場合、第3条にある条件を満たす中小企業主体は、賃貸資産に関する違反に気付いた時点から2か月以内に、司法手続きにより、買手への権利譲渡及び買手側の義務を要求することができる。

第7条 連邦法第178-Φ3号「国有資産及び地方資産の民営化について」

2001年12月21日付連邦法第178-Φ3号「国有資産及び地方資産の民営化について」第3条に次の第5項を加える。

「第5項 国有又は地方の賃貸不動産の民営化に中小企業が関与する特殊性は、連邦法によって定める。」

第8条 連邦法第209-Φ3号「ロシア連邦における中小企業の発展について」

- (1) 2007年7月24日付連邦法第209-Φ3号「ロシア連邦における中小企業の発展について」

第9条に次の第16号を加える。

「第16号 中小企業主体を支援するインフラ形成及びその活動の保障」

(2) 同法第13条に次の第5項を加える。

「第5項 連邦レベル若しくは連邦構成主体レベルの執行権力機関又は地方自治機関による、中小企業の発展を担う調整諮問機関の創設に関する決定を、マス・メディアで公表し、『インターネット』を通じて国家レベルの執行権力機関又は地方自治機関の公式サイトに掲載しなければならない。」

(3) 同法第18条に関して

a) 第4項を次のとおり改める。

「第4項 連邦レベル若しくは連邦構成主体レベルの執行権力機関又は地方自治機関は、第三者の権利(中小企業主体の財産権を除く)のない国有資産又は地方資産のリストを認可することができる。リストに含まれる国有資産又は地方資産は、長期所有及び(又は)長期使用のためだけに、中小企業主体及び中小企業主体を支援するインフラとなっている組織に対して用いることができる。リストはマス・メディアで義務的に公表し、『インターネット』を通じて国家レベルの執行権力機関又は地方自治機関の公式サイトに掲載されなければならない。」

b) 次の第4-1項及び第4-2項を加える。

「第4-1項 第4項で定める義務的公表を組織し管理する方式、並びに、賃貸料提示の方式及び条件(社会活動に携わる中小企業主体に対する特典を含む)は、連邦若しくは連邦構成主体の規範的法令又は地方法令に従って定める。」

「第4-2項 第4項で定めるリストに含まれる国有資産又は地方資産は、個人所有として譲渡することができない。」

第9条 経過規定

- 1 第3条及び第5条に従って、賃貸物件面積の上限及び賃貸資産の分割払い期間が連邦構成主体法により2009年1月までに設定されない場合、賃貸資産の上限面積及び分割払いの期間はロシア連邦政府によって設定される。2009年1月までにロシア連邦政府は当該上限面積及び分割払い期間を定める。
- 2 第3条にある条件を満たす中小企業主体(以下、申請人という)は、自らイニシアティブをとって、連邦法第209-Φ3号第4条で定められた中小企業主体の分類条件に従い、賃貸資産取得に対する所有権の行使に関する申請書(以下、申請書という)を権限機関に発送することができる。ただし、この場合の賃貸資産には連邦法第209-Φ3号第18条第4項に従って認可された、中小企業主体に対して所有及び(又は)使用の名目で譲渡を予定された国有資産又は地方資産のリストは含まれない。
- 3 申請書の受理に際し、権限機関は次の4項目を実行しなければならない。
 - (1) 申請受理日から2か月以内に、連邦法第135-Φ3号に定められた方式により、賃貸資産の市場価格評価を実施する契約を締結する。
 - (2) 価格評価の測定日から2週間以内に、賃貸資産の民営化条件に関する決定を行う。
 - (3) 賃貸資産の民営化条件に関する決定を行った日から10日以内に、賃貸資産の売買契約及び資産保証金に関する契約の案文を申請人に発送する。
 - (4) 申請人が第3条にある条件を満たさな

い、及び(又は)、申請書に示された賃貸資産の譲渡が、賃貸資産取得に対する財産権を行使する方法に則ってこの法律又は他の連邦法の諸規定を満たさない場合、権限機関は申請書受理日から30日以内に、賃貸資産取得の拒否理由を示して、賃借人に申請書を差し戻す。

第10条 この法律の施行

- 1 この法律は、第9条の第2項から第4項までを除き、公布後10日以内に施行する。
- 2 この法律の第9条の第2項から第4項までは2009年1月から施行する。
- 3 この法律の第1条から第6条まで及び第9条は2010年7月1日まで有効である。

注

- (1) Федеральный закон от 21.12.2001 N178-ФЗ «О приватизации государственного и муниципального имущества» (「国有資産及び地方資産の民営化について」ロシア連邦法2001.12.21 No.178-ФЗ) ロシア連邦大統領府HP <<http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=010557>>
- (2) Федеральный закон от 29.07.1998 N135-ФЗ «Об оценочной деятельности в Российской Федерации» (「ロシア連邦における査定活動について」ロシア連邦法 1998.7.29 No.135-ФЗ) ロシア連邦大統領府HP <<http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=073801>>

(つだ ゆうこ・海外立法情報課非常勤調査員)